

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和7年(2025年) 1月 30日作成)

[所管：健康医療部保健安全課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	医療法	6の8-2	広告の中止又は改善命令	D
2	医療法	23の2	人員の増員命令、業務の停止命令	D
3	医療法	24-1	設備の使用制限、修繕命令等	D
4	医療法	25-2	診療録その他の物件の提出命令	D
5	医療法	28	病院等の管理者の変更命令	D
6	医療法	29-1	病院、診療所又は助産所の開設の許可の取消し又は閉鎖命令	A
7	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	11-2	施術所の使用禁止、改善命令	D
8	柔道整復師法	22	施術所の使用禁止、改善命令	D
9	歯科技工士法	24	歯科技工所の構造設備改善命令	D
10	歯科技工士法	25	歯科技工所の使用禁止	D
11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	75-1	薬局の開設者等の許可の取消し又は業務停止	A
12	毒物劇物取締法	19-2 19-4	毒物劇物営業者等の登録の取消し又は業務停止	A
13	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	20の7	衛生検査所の登録取消、業務停止	D
14	公害健康被害の補償等に関する法律	9-1	認定の取消し	B
15	公害健康被害の補償等に関する法律	24-4	療養費の請求の期限	B
16	公害健康被害の補償等に関する法律	28-2	障害補償費の額の改定等	B
17	公害健康被害の補償等に関する法律	33-1	遺族補償費が支給されない場合	B
18	公害健康被害の補償等に関する法律	37-1	遺族補償費等の請求の期限	B
19	公害健康被害の補償等に関する法律	38-1.2	遺族補償費等の支給の制限	B

	関する法律			
20	公害健康被害の補償等に関する法律	40-2	療養手当の請求の期限	B
21	公害健康被害の補償等に関する法律	42-1	補償給付の制限	B
22	理容師法 (昭和22年法律第234号)	10-2	理容師の業務停止	D
23	理容師法	14-1、 14-2	理容所の閉鎖命令	D
24	美容師法 (昭和32年法律第163号)	10-2	美容師の業務停止	D
25	美容師法	15-1、 15-2	美容所の閉鎖命令	D
26	墓地、埋葬等に関する法律 (昭和23年法律第48号)	19	墓地等の施設の整備改善命令、使用禁止等、許可取消し	A
27	温泉法 (昭和23年法律第125号)	18-5	温泉の成分等の掲示内容の変更命令	A
28	温泉法	31-1	温泉利用許可の取消し	A
29	温泉法	31-2	温泉利用制限等命令	A
30	興行場法 (昭和23年法律第137号)	6	興行場の許可取消し、営業停止命令	D
31	旅館業法 (昭和23年法律第138号)	7の2-1	施設の構造設備の基準適合命令	D
32	旅館業法	7の2-2	許可営業者に対する措置命令	D
33	旅館業法	7の2-3	無許可営業者に対する緊急命令	D
34	旅館業法	8	旅館業の許可取消し、営業停止命令	A
35	公衆浴場法 (昭和23年法律第139号)	7-1	公衆浴場業の許可取消し、営業停止命令	A
36	化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号)	6の2	化製場等の構造設備の改善命令	A
37	化製場等に関する法律	7	化製場等の許可取消し、使用禁止等	A
38	化製場等に関する法律	8(6の2)	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令	A

39	化製場等に関する法律	8 (7)	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可取消し、使用禁止等	A
40	化製場等に関する法律	9-5 (6の2)	動物の飼養又は収容施設の構造設備の改善命令	A
41	化製場等に関する法律	9-5 (7)	動物の飼養又は収容施設の許可取消し、使用禁止等	A
42	クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号)	9	業務従事者の業務停止	D
43	クリーニング業法	10の2	営業者への措置命令	D
44	クリーニング業法	11	営業停止、クリーニング所閉鎖等命令	D
45	水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	37	給水停止命令	A
46	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号)	12	改善命令等	D
47	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 112 号)	6-1	基準不適合の家庭用品の回収命令	D
48	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	6-2	家庭用品の回収等の措置命令	D
49	浄化槽法 (昭和 58 年法律第 69 号)	12-2	浄化槽の改善命令、使用停止命令	D
50	大阪府特設水道条例 (昭和 33 年大阪府条例第 30 号)	13	給水停止命令	A
51	豊中市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (平成 23 年豊中市条例第 49 号)	13	浄化槽保守点検業登録の取消し及び営業の停止	A

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		広告の中止又は改善命令
根拠法令及び条項		医療法第 6 条の 8 第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		人員の増員命令、業務の停止命令
根拠法令及び条項		医療法第 23 条の 2
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		設備の使用制限、修繕命令等
根拠法令及び条項		医療法第 24 条 第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		診療録その他の物件の提出命令
根拠法令及び条項		医療法第 25 条 第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		病院等の管理者の変更命令
根拠法令及び条項		医療法第 28 条
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		病院、診療所又は助産所の開設の許可の取消し又は閉鎖命令
根拠法令及び条項		医療法第 29 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 29 条第 1 項第 1 号に該当する場合は、次のとおりとする。 （1）個人開設の病院、診療所又は助産所の開設者が失踪したため、6 か月以上その業務を開始しない場合 （2）医療従事者の確保等の医療機関の運営に必要な法的条件を満たすことができないため、6 か月以上その業務を開始しない場合 （3）その他、開設の許可を受けた後 6 か月以上その業務を開始しないことについて、正当な理由があると認められない場合 2 医療法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、次のとおりとする。 （1）医療法人等の法人が開設者である場合にあっては、理事会等の開催実績等が不十分であり、休止法人とみなされる場合 （2）医療法人等の法人が開設者である場合にあっては、理事会等の議決等の再開に必要な内部手続がとられておらず、今後もその予定がない場合 （3）医療法人等の法人が開設者である場合にあっては、再開に関する議決はあるものの、医療従事者の確保等の具体的な活動実績が認められず、病院の運営が困難であると認められる場合 （4）再開に向け具体的な活動があるが、医療従事者の確保、施設整備等の再開に必要な法的条件を速やかに満たさず、休止した後 2 年以上経過した場合 （5）医事に関する不正等により保険医療機関の指定を取り消され休止した場合にあっては、その休止した期間は、正当な理由なく業務を再開しない期間に算定しないものとする。 （6）その他、休止した後 1 年以上業務を再開しないことについて、正当な理由があると認められない場合 3 医療法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、開設者に社会通念上重大な犯罪又は医事に関する不正の行為があった場合とする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		施術所の使用禁止、改善命令
根拠法令及び条項		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第 11 条 第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		施術所の使用禁止、改善命令
根拠法令及び条項		柔道整復師法第 22 条
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		歯科技工所の構造設備改善命令
根拠法令及び条項		歯科技工士法第 24 条
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		歯科技工所の使用禁止
根拠法令及び条項		歯科技工士法第 25 条
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		薬局の開設者等の許可の取消し又は業務停止
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	別紙『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項の規定による処分基準』の定めによる。
	参考事項	
備考		大阪府と協議を結んでおり、大阪府の処分基準を準用することとなっている。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第 75 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分基
準

豊中市健康医療部保健安全課 医薬安全係

平成 24 年	4 月	1 日制定
令和 2 年	10 月	1 日一部改訂
令和 3 年	8 月	27 日一部改訂

第 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反する行為につ
いての処分基準

薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬品若しくは再生医療等製
品の販売業者、医療機器の販売業者若しくは貸与業者（以下「薬局開設者等」という。）、医薬品、
医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医
薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は医療機器の修理
業者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第
145 号。以下「法」という。）その他薬事に関する法令又はこれに基づく豊中市長の処分に違反し
た場合の法第 75 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに法第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分の基
準は、次の第 2 から第 5 までのとおりとする。

第 2 薬局開設者等の許可の取消し及び業務の停止

（許可の取消し）

- 1 薬局開設者等が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。
 - (1) 過去 1 年以内に別紙 1 中(1)1 から 38 までの違反行為のいずれかを行ったことにより、許可
の取消し又は業務の停止処分を受けた者が、再びこれらのいずれかの違反行為を行った場合
であって、許可の取消処分を行うことが特に必要と認められるとき。
 - (2) 過去 1 年以内に 2 回以上法第 75 条第 1 項の規定に基づく業務の停止処分を受けた者が、2
の(1)又は(2)のいずれかに該当する違反行為を行った場合であって、許可の取消処分を行うこ
とが特に必要と認められるとき。

（業務の停止）

- 2 薬局開設者等が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、5 日以上 70 日以下の業務の
停止処分を行うものとする。
 - (1) 別紙 1 中(1)1 から 38 までの違反行為のいずれかを行った場合であって、違反の態様又は動
機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。
 - (2) 別紙 1 中(2)39 から 128 までの違反行為のいずれかを行った場合であって、以前にその者が
法の違反行為を行ったことにより報告書を提出し、又は文書による注意を受けたことが、過
去 1 年以内に 1 回以上あり、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行

うことが特に必要と認められるとき。

- (3) 別紙 1 中(3)129 から 140 までの違反行為のいずれかを行った場合であって、以前にその者が法の違反行為を行ったことにより報告書を提出し、又は文書による注意を受けたことが、過去 1 年以内に 2 回以上あり、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。

(加重軽減)

- 3 処分の加重又は軽減については、次の(1)又は(2)により行うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、2 により定められる期間（以下「基本業務停止日数」という。）にその 2 分の 1 を加算した範囲内において処分を加重することがある。

ア 2 の(1)から(3)までのいずれかに掲げる理由のうち 2 つ以上の理由が併合しているとき。

イ 2 の(1)、(2)又は(3)のいずれかに掲げる理由に該当する場合であって、当該違反行為が保健衛生上重大な危害を与えているとき。

ウ 2 の(1)、(2)又は(3)のいずれかに掲げる理由に該当する場合であって、当該違反行為に関してなされた本市の指示に従わず、速やかに必要な措置を執らないとき。

エ その違反の態様又は動機から判断して、特に処分を加重すべき理由のあるとき。

- (2) 許可の取消し又は業務の停止の処分に該当する違反行為を行った場合であって、当該違反行為に対して本市の指示に従い、速やかに必要な措置を講じる等改しゅんの情が顕著と認められるときは、次によりその処分を軽減することがある。

ア 1 の(1)又は(2)のいずれかに掲げる許可の取消処分が行われる理由に該当する場合にあつては、105 日間の業務の停止処分とする。

イ 2 の(1)、(2)又は(3)のいずれかに掲げる業務の停止処分が行われる理由に該当する場合にあつては、基本業務停止日数の 3 分の 1 以下の日数の範囲内において、業務の停止日数の軽減を行う。

(業務停止日数の算定方法)

- 4 2 及び 3 による処分日数は、別添「業務停止日数算定方法」に基づき算定するものとする。

(行政処分処理経過簿の作成等)

- 5 許可の取消し又は業務の停止の処分があつたとき、保健所長は、その処分の内容、命令書の交付年月日、違反の事実の概要、その他必要な事項を薬事関係行政処分処理経過簿に記載し、処分の執行中は随時薬事監視員に立入検査させ、当該処分の執行状況を確認しなければならない。

第 3 経過措置

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 103 号）の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日、平成 26 年 6 月 12 日）前にした行為の取扱いに関しては、平成 29 年 10 月 11 日改訂後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分基準にかかわらず、なお従前の例による。

薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）の施行の日（平成 26 年 11 月 25 日）

前にした行為の取扱いに関しては、平成 29 年 10 月 11 日改訂後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分基準にかかわらず、なお従前の例による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 122 号）の施行の日（平成 26 年 12 月 17 日）前にした行為の取扱いに関しては、平成 29 年 10 月 11 日改訂後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分基準にかかわらず、なお従前の例による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）の一部施行の日（令和 2 年 9 月 1 日）前にした行為の取扱いに関しては、令和 2 年 9 月 1 日改訂後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分基準にかかわらず、なお従前の例による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）の一部施行の日（令和 3 年 8 月 1 日）前にした行為の取扱いに関しては、令和 3 年 8 月 1 日改訂後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 75 条の 2 第 1 項の規定による処分基準にかかわらず、なお従前の例による。

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		毒物劇物営業者等の登録の取消し又は業務停止
根拠法令及び条項		毒物及び劇物取締法第 19 条第 2 項及び第 19 条第 4 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	別紙『毒物及び劇物取締法の規定に基づく登録の取消し又は業務停止命令の処分基準』の定めによる。
	参考事項	
備考		大阪府と協議を結んでおり、大阪府の処分基準を準用することとなっている。

毒物及び劇物取締法の規定に基づく登録の取り消し

又は業務停止命令の処分基準

豊中市健康医療部保健安全課 医薬安全係

平成24年 4月 1日制定

第1 毒物及び劇物取締法に違反する行為についての処分基準

毒物もしくは劇物の販売業の登録を受けている者（以下「毒物劇物営業者」という。）が毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号、以下「法」という。）又は法に基づく豊中市長の処分に違反した場合の法第19条第2項又は第4項の規定による処分の基準は、次の第2のとおりとする。

第2 毒物劇物営業者等の登録の取消し又は業務停止命令

（登録等の取消し）

1 毒物劇物営業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その登録（以下「登録等」という。）を取り消すものとする。

- (1) 毒物劇物営業者が法第19条第1項の規定による設備の改善命令に対し、その指定された期間内に必要な措置をとらないとき。
- (2) 法第19条第4項の規定により、過去2年以内に登録等の取消し又は2(1)に該当することにより業務停止の処分を受けた者が、別紙1に掲げる違反行為を行なった場合であって、登録等の取消処分を行うことが特に必要と認められるとき。
- (3) 法第19条第4項の規定により、過去2年以内に2の(2)又は(3)に該当することにより2回以上業務停止の処分を受けた者が、別紙1に掲げる違反行為を行った場合であって、登録等の取消処分を行うことが特に必要と認められるとき。

（業務の停止）

2 毒物劇物営業者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、5日以上70日以下の範囲内で別紙2の1及び2により算出した日数（以下「基本業務停止日数」という。）の間、業務（設備の改善、保守及び点検に係る業務、製造、輸入、出荷に関連しない事務棟の使用に係る業務、製造設備を直接使用しない業務、製品の苦情及び返品に係る業務等を除く。）の全部又は一部の停止処分を行うものとする。

- (1) 別紙1のAに掲げる違反行為のいずれかを行った場合であって、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。
- (2) 別紙1のBに掲げる違反行為のいずれかを行った場合であって、その者が法に違反する行為を行ったことにより始末書を提出し、又は文書による注意を受けたことが、過去2年以内に1回以上あり、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。

- (3) 別紙 1 の C に掲げる違反行為のいずれかを行った場合であって、その者が法に違反する行為を行ったことにより始末書を提出し、又は文書による注意を受けたことが、過去 2 年以内に 2 回以上あり、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。

(加重軽減)

3 処分の加重又は軽減については、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、基本業務停止日数にその日数の 2 分の 1 の日数を加算した範囲内において処分の加重をすることができる。
- ア 主たる違反行為(直接処分の対象となる違反行為をいう。以下同じ。)以外の違反行為(以下「従たる違反行為」という。)が併せてなされているとき。
 - イ 当該違反行為が保健衛生上重大な危害を与えているとき。
 - ウ 本市の指示に従わず、速やかに必要な措置をとらない場合等、違反の態様又は動機から判断して、特に処分を加重すべき理由のあるとき。
- (2) 登録等の取消し又は業務停止の処分に該当する違反行為を行った場合であって、当該違反行為に対する本市の指示に従い、速やかに必要な措置を講ずる等改しゅんの情が顕著と認められるときは、次によりその処分を軽減することができる。
- ア 1 の(2)又は(3)に該当する場合にあっては、105 日間の業務の停止処分とする。
 - イ 2 の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合にあっては、その基本業務停止日数の 2 分の 1 以下の日数の範囲内において、業務の停止日数の軽減を行う。
- (3) (1)及び(2)による業務停止日数の加重及び軽減については、別紙 2 の 3 に定めるところにより算出するものとする。

第 3 その他

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		衛生検査所の登録取消、業務停止
根拠法令及び条項		臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第 20 条の 7
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	・過去に処分の事例がなく、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。 ・事案ごとの裁量が大きく、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を設定することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		認定の取消し
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 9 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（認定の取消し） 第九条 都道府県知事は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消すものとする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		療養費の請求の期限
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 24 条第 4 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（療養費の支給） 第二十四条 4 療養費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害補償費の額の改定等
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 28 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（障害補償費の額の改定等） 第二十八条 2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第二十五条第一項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至った同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		遺族補償費が支給されない場合
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 33 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（遺族補償費が支給されない場合） 第三十三条 遺族補償費を受けることができる者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者に対する遺族補償費は、支給しない。 一 死亡したとき。 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。 四 離縁によつて、死亡した被認定者又は認定死亡者との親族関係が終了したとき。 五 子、孫又は兄弟姉妹にあつては、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		遺族補償費等の請求の期限
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 37 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（遺族補償費等の請求の期限） 第三十七条 遺族補償費又は遺族補償一時金の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡した時（第三十四条後段の規定による請求により支給する遺族補償費及び第三十五条第三項の規定により支給する遺族補償一時金にあつては、従前の遺族補償費を受けることができる者が第三十三条各号の一に該当するに至った時）から二年を経過したときは、することができない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		遺族補償費等の支給の制限
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 38 条第 1 項・第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（遺族補償費等の支給の制限） 第三十八条 遺族補償費又は遺族補償一時金は、被認定者又は認定死亡者を故意に死亡させた者には、支給しない。被認定者又は認定死亡者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族補償費又は遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。 2 遺族補償費は、遺族補償費を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者には、以後支給しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		療養手当の請求の期限
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 40 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（療養手当の支給） 第四十条 2 第二十四条第四項の規定は、療養手当の支給の請求について準用する。 【参考】 第二十四条 4 療養費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		補償給付の制限
根拠法令及び条項		公害健康被害の補償等に関する法律 第 42 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部 保健安全課 医薬安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	（補償給付の制限） 第四十二条 被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		理容師の業務停止
根拠法令及び条項		理容師法第 1 0 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 0 条第 2 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		理容所の閉鎖命令
根拠法令及び条項		理容師法第 1 4 条第 1 項、同法同条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 4 条第 1 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		美容師の業務停止
根拠法令及び条項		美容師法第 1 0 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 0 条第 2 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		美容所の閉鎖命令
根拠法令及び条項		美容師法第 1 5 条第 1 項、同法同条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 5 条第 1 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		墓地等の施設の整備改善命令、使用禁止等、許可取消し
根拠法令及び条項		墓地、埋葬等に関する法律第 19 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 19 条
	基 準	1. 墓地等の施設の整備改善命令 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の施設の管理が同法及び豊中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）の趣旨にのっとって適正に行われておらず、放置しておけば同法及び条例の趣旨に反すると認められる場合には、次に掲げる施設の整備改善を命ずることがある。 （1）老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置（条例第 13 条第 1 号） （2）墓地等を常に清潔に保つため必要な措置（条例第 13 条第 2 号） （3）前 2 号に掲げるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要と認める措置 2. 墓地等の施設の使用制限・使用禁止命令 同法及び条例に定められた経営者又は管理者の義務を果たさず、墓地等の施設の整備改善命令に従わないときは、墓地等の施設の全部若しくは一部の使用を制限し、又は禁止を命ずることがある。ただし、緊急の場合には、墓地等の施設の整備改善命令を行わず、墓地等の施設の全部若しくは一部の使用を制限し、又は禁止を命ずることがある。 3. 墓地等の経営の許可の取消し 次の各号のいずれかに該当する場合には、墓地等の経営等の許可を取り消すことがある。 （1）墓地等の施設の整備改善命令又は使用制限若しくは使用禁止の命令に従わない場合 （2）経営の許可を受けた者が法人格を失った場合 （3）墓地等の土地又は施設の所有権を失った場合 （4）正当な理由なく、同法第 10 条第 1 項の許可又は同条第 2 項の規定による変更の許可を受けた後 3 年以内に当該許可に係る工事を完了しない場合 （5）前各号に掲げるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障があると認められる場合
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		温泉の成分等の掲示内容の変更命令
根拠法令及び条項		温泉法第 18 条第 5 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 18 条第 5 項
	基 準	1. 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が、法第 18 条第 4 項の届出をした内容で、施設内に掲示している事項であること。 2. 掲示の内容は、法第 18 条第 1 項及び第 2 項若しくは法施行規則第 10 条に規定する内容とする。 3. 前回の温泉成分の分析を受けた日から 10 年以内ごとに分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その結果に基づき掲示内容を変更していないとき。 4. 当該施設において入浴する者又は当該温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		温泉利用許可の取消し
根拠法令及び条項		温泉法第 3 1 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 3 1 条第 1 項
	基 準	1. 次に掲げる場合には、法第 1 5 条第 1 項の許可を取り消すことができる。(同法第 3 1 条第 1 項) (1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。 (2) 許可を受けた者が、欠格要件に該当するに至ったとき。 (3) 許可を受けた者が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (4) 許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき。 2. 同法第 3 1 条第 1 項第 1 号の「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。 (1) 温泉の成分が地震その他地殻の変動を契機として有害な成分に変化したとき。 (2) 従来の成分のほかに亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量に併発するに至ったとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		温泉利用制限等命令
根拠法令及び条項		温泉法第 3 1 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 3 1 条第 2 項
	基 準	1. 次に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。 （1）公衆衛生上必要があると認めるとき。 （2）許可を受けた者が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 （3）許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき。 2. 同法第 3 1 条第 1 項第 1 号の「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。 （1）温泉の成分が地震その他地殻の変動を契機として有害な成分に変化したとき。 （2）従来成分のほかに亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量に併発するに至ったとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		興行場の許可取消し、営業停止命令
根拠法令及び条項		興行場法第 6 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 6 条
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		施設の構造設備の基準適合命令
根拠法令及び条項		旅館業法第 7 条の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 7 条の 2 第 1 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		許可営業者に対する措置命令
根拠法令及び条項		旅館業法第 7 条の 2 第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 7 条の 2 第 2 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		無許可営業者に対する緊急命令
根拠法令及び条項		旅館業法第 7 条の 2 第 3 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 7 条の 2 第 3 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		旅館業の許可取消し、営業停止命令
根拠法令及び条項		旅館業法第 8 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 4 条、第 7 条の 2 及び第 8 条 豊中市旅館業法施行条例第 8 条 豊中市旅館業法施行細則第 4 条及び第 9 条
	基 準	営業停止については、別紙「豊中市レジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針」の第 4 条の営業停止の処分基準のとおり。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		公衆浴場業の許可取消し、営業停止命令
根拠法令及び条項		公衆浴場法第 7 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 3 条第 1 項及び第 7 条第 1 項 豊中市公衆浴場法施行条例第 5 条 豊中市公衆浴場法施行細則第 5 条及び第 8 条
	基 準	営業停止については、別紙「豊中市レジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針」の第 4 条の営業停止の処分基準のとおり。
	参考事項	
備考		

豊中市レジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針

(目的)

第1条 この指針は、浴槽水からレジオネラ属菌が検出されたとき及びレジオネラ症患者が発生し、その原因として旅館及び公衆浴場の入浴施設が疑われるときなどに対する指導並びに処分等について定めることにより、レジオネラ症の未然防止及び拡大防止を図ることを目的とする。

(検査結果からレジオネラ属菌の検出が判明し、保健所に報告があったときの対応)

第2条 自主検査結果からレジオネラ属菌の検出が判明し、保健所に報告があったときまたは、行政検査結果からレジオネラ属菌の検出が判明したときは、速やかに施設に立ち入り、様式1「レジオネラ症防止対策施設立入調査表」に基づき、採水日前2週間から立入日までの点検記録表を調査するとともに、衛生管理責任者等から身体の異常を訴える苦情等の有無を確認する。併せて保健所感染症担当者等に情報を伝えるとともに、患者発生届の有無などの情報を収集する。

2 次の改善措置を講じるよう衛生管理責任者等へ指導する。(様式2「指導書」を交付する。)

(1) ろ過方式に応じて、レジオネラ属菌が検出された浴槽のろ過器に付着した汚濁物質をすみやかに除去すること。

ア ろ過器のろ材を、材質の腐食を考慮して遊離残留塩素濃度5～10mg/Lで逆洗浄すること。

イ けいそう土を洗い落として、新しいけいそう土を付着させてろ過膜を作り直すこと。

ウ カートリッジを洗浄又は新しいものと交換すること。

(2) レジオネラ属菌が検出された浴槽、循環配管内、集毛器及びろ過装置等を、次のいずれかの方法等で清掃・消毒すること。その後、洗浄を十分行い、完全換水すること。

ア 高濃度の有効塩素(配管などの材質の腐食を考慮して遊離残留塩素濃度5～10mg/L程度)を含む浴槽水を数時間循環させる方法

イ 2～3%過酸化水素を使用する方法

ウ 二酸化塩素を専用の発生装置を設けて発生させ、2～4mg/Lの濃度で注入する方法

(3) その他次の管理状況を点検すること。

ア 貯湯槽を設置している場合は、槽内の湯温が60℃以上保持されているか、槽に破損箇所がないか等点検すること。

イ 自動注入式の消毒装置を設置している場合は、正常に稼動しているかどうかを調べること。

ウ 湯張り後、浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定し、0.4mg/L以上を保持しているかどうか確認すること。

(4) 高濃度の塩素系薬剤による清掃・消毒後の浴槽水を河川等に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

3 衛生管理責任者等から改善措置終了の報告を受けた後、現場において浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定し、0.4mg/L以上を確保していることを確認した後、浴槽水の水質検査を行う。

4 水質検査結果で陰性が確認できるまでの間、浴槽(同一循環系統の浴槽を含む。以下同じ。)の使用自粛(様式第3号「使用自粛書」の提出を求める。)を原則とするが、点検記録表等から維持管理が適正に行われていたことが確認でき、身体の異常を訴える苦情等もなく、第2条第2項が適正に行われ、安全な浴槽の水質が確保できると判断される場合にあっては、次の条件を付して使用するよう指導する。

- (1) 打たせ湯又は気泡風呂等エアロゾルを発生する設備を使用しないこと。
- (2) 浴槽水は毎日入れ換えること。
- (3) すべての浴槽について、営業の始業時、終業時及び営業時間中 2 時間ごとに遊離残留塩素濃度を測定し、常時 0.4 mg/L 以上を保持し、その測定結果を記録すること。

5 水質検査の結果、陰性が確認された時は、その旨を衛生管理責任者等に通知し、前項の条件を解除する。

(感染症法*第 12 条の届出により、患者が当該施設を利用した旨の訴えがあった時の対応)

第 3 条 速やかに施設に立ち入り、現場においてすべての浴槽の遊離残留塩素濃度を測定するとともに、循環系統ごとに浴槽水を採取し、水質検査を実施する。様式 1「レジオネラ症防止対策施設立入調査表」に基づき、患者の施設利用日前 2 週間から立入日までの点検記録表等を調べ、管理の状況を確認する。併せて感染症法第 15 条に基づく調査（以下「疫学調査」という。）による新たな患者の発生の有無及び衛生管理責任者等からの身体の異常を訴える苦情等の有無を確認する。

2 疫学調査から新たな患者の発生がなく、また身体の異常を訴える苦情等もなく、患者の施設利用日前 2 週間から立入日までの衛生管理が適正に行われていたと判断されるときは、検査の結果が判明するまでの間、第 2 条第 4 項第 1 号から第 3 号の条件を付して使用するよう指導する。

3 管理状況調査並びに疫学調査等により同施設との関連が疑われるときまたは、複数の患者が当該施設を利用した旨の訴えがあったときは、検査の結果が判明するまですべての浴槽の使用自粛を要請する。(様式 3「使用自粛書」の提出を求める。)

4 水質検査の結果、陰性が確認された時は、その旨を衛生管理責任者等に通知し、第 3 条第 2 項及び第 3 項の措置を解除する。

5 水質検査の結果、陽性の結果が得られた時は、第 2 条第 2 項から第 3 項について実施するとともに、水質検査結果で陰性が確認できるまでの間、浴槽の使用自粛を要請する。(様式 3「使用自粛書」の提出を求める。)

6 水質検査でレジオネラ属菌の生菌が検出された時は、発生源特定のため、患者由来の菌株との遺伝子解析が必要となることから、菌株を保存する。

(営業停止の処分基準)

第 4 条 市長は、以下のいずれかに該当する場合は、公衆浴場にあつては公衆浴場法第 7 条、旅館業にあつては旅館業法第 8 条に基づき、期間を定めて営業の停止（あるいは一部停止）を命ずる。

(様式 4「営業停止命令書」を交付する。)

(1) 営業者が第 2 条の改善指導に従わず、当該施設を使用することにより、感染のおそれ又は感染の拡大のおそれがあると判断するとき

(2) 疫学調査等から発生源施設と特定され、当該施設を使用することにより、感染のおそれ又は感染の拡大のおそれがあると判断するとき

2 前項の規程による営業の停止の命令は、レジオネラ属菌が検出された浴槽を対象に行うものとする。

(営業停止処分の解除)

第 5 条 市長は、当該処分の目的が達せられ、命令の解除が適当と認められる場合には、様式 5「行政処分解除通知書」を営業者に交付することにより、処分を解除すること。

(情報提供等の判断基準)

第 6 条 市長は、営業停止処分と同時に、レジオネラ症の拡大防止を目的に、施設名、施設所在地及び

行政検査結果内容について公表等の情報提供を行う。

※ 感染症法：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいう。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		化製場等の構造設備の改善命令
根拠法令及び条項		化製場等に関する法律第 6 条の 2
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	1. 大阪府化製場等に関する法律施行条例第 4 条に規定する構造設備の 基準に適合しないとき。 2. 同法第 5 条及び大阪府化製場等に関する法律施行条例第 7 条に規定する衛生上必要な措置を講じないとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		化製場等の許可取消し、使用禁止等
根拠法令及び条項		化製場等に関する法律第 7 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	同法第 6 条の 2 の規定による命令に違反したとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令
根拠法令及び条項		化製場等に関する法律第 8 条において準用する同法第 6 条の 2
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	1. 大阪府化製場等に関する法律施行条例第 9 条に規定する構造設備の基準に適合しないとき。 2. 同法第 8 条において準用する同法第 5 条及び大阪府化製場等に関する法律施行条例第 7 条に規定する衛生上必要な措置を講じないとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可取消し、使用禁止等
根拠法令及び条項		化製場等に関する法律第 8 条において準用する同法第 7 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	同法第 8 条において準用する同法第 6 条の 2 の規定による命令に違反したとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		動物の飼養又は収容施設の構造設備の改善命令
根拠法令及び条項		化製場等に関する法律第 9 条第 5 項において準用する第 6 条の 2
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	1. 同法第 9 条第 5 項及び大阪府化製場等に関する法律施行条例第 14 条に規定する構造設備の基準に適合しないとき。 2. 同法第 9 条第 5 項において準用する同法第 5 条に規定する衛生上必要な措置を講じないとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		動物の飼養又は収容施設の許可取消し、使用禁止等
根拠法令及び条項		化製場等に関する法律第9条第5項において準用する同法第7条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	同法第9条第5項において準用する同法第6条の2の規定による命令に違反したとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		業務従事者の業務停止
根拠法令及び条項		クリーニング業法第 9 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 9 条
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		営業者への措置命令
根拠法令及び条項		クリーニング業法第 1 0 条の 2
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 0 条の 2
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		営業停止、クリーニング所閉鎖等命令
根拠法令及び条項		クリーニング業法第 1 1 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 1 条
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		給水停止命令
根拠法令及び条項		水道法第 3 7 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 3 7 条
	基 準	専用水道又は簡易専用水道の設置者が、同法第 3 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるとき。同条第 2 項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも同様とする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		改善命令等
根拠法令及び条項		建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 2 条
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		基準不適合の家庭用品の回収命令
根拠法令及び条項		有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 6 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 6 条第 1 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		家庭用品の回収等の措置命令
根拠法令及び条項		有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 6 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 6 条第 2 項
	基 準	事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		浄化槽の改善命令、使用停止命令
根拠法令及び条項		浄化槽法第 1 2 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 2 条第 2 項
	基 準	過去に実績がなく又は稀で、あらかじめ基準を設定することが困難であるため、基準を設定しない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		給水停止命令
根拠法令及び条項		大阪府特設水道条例第 1 3 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	特設水道の設置者が大阪府特設水道条例第 1 2 条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該特設水道の利用者の利益を阻害すると認めるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		浄化槽保守点検業登録の取消し及び営業の停止
根拠法令及び条項		豊中市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 1 3 条
所管部課（室）係名		健康医療部保健安全課生活衛生係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	同条例第 1 3 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
	参考事項	
備考		